

里道・水路管理の実態は



米永 實議員

町長

国有財産の譲渡を円滑に実施する国有財産特別措置法が改正され、町内の五千～六千程度の里道・水路が無償で譲渡される

いる。すでに十二年度から、地区を設定・調査しているというが、移管に伴う委託事業の内容はどうなっているか。

原則として登記は発生しない

町長

国土交通省が管理し、町内にも多く点在する里道・水路が市町村に移管されることになっている。

地方分権一括法の流れの中、地方に点在する国土は、地方自らの責任のもとに管理しなければならない。里道・水路は、住民が日常生活を営むうえで大きな役割を担つてき

たが、実態はどうなっているか。

委託事業の内容は

機能確認を行い、譲渡手続を進めて

いる

米永議員

国は、平成十二年から市町村に移管するとして

移管後の管理は



管理の求められる里道

現在のところ
考えていない

か。

町長

国有財産の譲与については、すべての国有財産の譲与申請が終了する平成十七年で近隣市町村と協議をしながら、本町法定外公共物譲与に関する規則等を定める。

米永議員

水路は、町で管理をしてきたが、とくに機能を有しない路線等には、一般的にゴミ等の投棄がなされ管理はできないのか。生活道路として生かす管理、また公有地と民有地の線引はできないのか。廃棄物やゴミ等不法投棄対策はどうするのか。また、生活者の意見を聞くなどした管理が求められるが。

町長

払い下げについては、現在のところ考えていな

いが、個人の住宅地の中に里道があつた場合や、公共工事などで個人の土地を買収する際に、一部里道の残地があり、払い下げ希望があれば考える。

今までと違う点は、町が譲与を受けてるので、万一災害等発生した場合は、町で対応していかなければならぬ。

払い下げの申請は

米永議員

国有財産である里道・水路は、現時点では國の方針に従い地元で譲与を受けることになっているので、国有財産についての登記事務は発生しない。ただ

公共事業等の内容によつては、登記事務が必要な場合があると思つてはいる。

か。

町長

国有財産の譲与については、すべての国有財産の譲与申請が終了する平成十七年で近隣市町村と協議をしながら、本町法定外公共物譲与に関する規則等を定める。

払い下げ申請は、町でよいか

米永議員

地番がなく、地元であれば里道・水路を必要とする人も少なくない。払い下げ申請は町でよいか。

効率的な管理をしていく

米永議員

地番がなく、地元であれば里道・水路を必要とする人も少なくない。払い下げ申請は町でよいか。

町長

国有財産の譲与については、すべての国有財産の譲与申請が終了する平成十七年で近隣市町村と協議をしながら、本町法定外公共物譲与に関する規則等を定める。